

○松野町新エネルギー機器等設置費補助金交付要綱

平成27年 3月31日

訓令第7号

松野町新エネルギー機器等設置費補助金交付要綱（平成26年要綱第4号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、新エネルギー機器等を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、環境への負荷の少ないエネルギーの利用を促進し、温室効果ガスの排出量の削減等を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新エネルギー機器等 住宅用太陽光発電システム及び家庭用燃料電池システム、家庭用リチウムイオン蓄電池システムをいう。
- (2) 住宅用太陽光発電システム 住宅の屋根等へ設置に適した低圧配線と逆潮流有りで連携する発電システムをいう。
- (3) 家庭用燃料電池 国が実施する民生用燃料電池導入補助事業における補助対象機器のうち、住宅に設置するものをいう。
- (4) 家庭用蓄電池システム 国が実施する定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業における補助対象機器のうち、住宅に設置するものをいう。
- (5) 対象システム 住宅用太陽光発電システム及び家庭用燃料電池システム、家庭用蓄電池システムで、一般に販売されている未使用のものをいう。
- (6) 住宅 主に居住を目的とした建物又は小規模店舗等を併設した居住を目的とした建物をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象となる者は、町内に対象システムを購入し、設置する者で、当該各号に定める要件を満たすものとする。

(1) 住宅用太陽光発電システム

- ア 自ら居住する町内の一戸建て住宅に住宅用太陽光発電システムを設置する者又は建売住宅供給者等から自ら居住するために町内の住宅用太陽光発電システム付住宅を購入する者であること。
- イ 町税等を滞納していない者であること。
- ウ 電気事業者と電力受給契約書又は電力系統連系に関する覚書を締結していること。

(2) 家庭用燃料電池システム

- ア 自ら居住する町内の一戸建て住宅に家庭用燃料電池システムを設置する者又は建売住宅供給者等から自ら居住するために町内の家庭用燃料電池システム付住宅を購入する者であること。
- イ 町税等を滞納していない者であること。
- ウ 電気事業者と電力受給契約書又は電力系統連系に関する覚書を締結していること。

(3) 家庭用蓄電池システム

- ア 自ら居住する町内の一戸建て住宅に家庭用蓄電池システムを設置する者又は建売住宅供給者等から自ら居住するために町内の家庭用蓄電池システム付住宅を購入する者であること。
- イ 町税等を滞納していない者であること。

2 対象システムに対する補助金の交付は、同一の住宅において、それぞれ1回限りとする。

3 対象システムの補助金交付申請を行う者は、申請時に、愛媛県が実施するえひめカーボンクレジット倶楽部の入会手続を行わなければならないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) えひめカーボンクレジット倶楽部運営規約（令和5年11月16日施行）第4条第1号又は第6号に規定する入会資格を満たさないとき。
- (2) 第1項第1号に掲げるシステムの補助金交付申請をするとき。

(3) 町長がやむを得ないと認めたとき。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表の左欄に掲げる設備の種類ごとに同表右欄に掲げる金額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者で、新規に当該対象システムを設置するものはその工事の着手前に、当該対象システム付きの住宅を購入しようとするものは、その購入前に松野町新エネルギー機器等設置費補助金交付申請書(様式第1号)に、町長が必要と認める書類等を添付して、町長に提出しその承認を受けなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の申請を受理した場合は、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により、補助金の交付が適当と認めたときは、申請者に松野町新エネルギー機器等設置費補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。
- 3 交付が不相当と認められる場合には、松野町新エネルギー機器等設置費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定通知を受けた者は、補助金の交付申請内容を変更しようとするとき又はシステム設置若しくはシステム付き住宅の購入を中止しようとするときは、松野町新エネルギー機器等設置費補助金交付変更承認申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による承認申請があったときは、その内容を審査し、変更の適否を決定したときは、松野町新エネルギー機器等設置費補助金交付予約変更承認(不承認)通知書(様式第5号)により補助対象者に通知するものとする。
- 3 申請者は、当該予約に係る対象システムの設置を中止しようとするときは、速やかに松野町新エネルギー機器等設置費補助金交付取下げ申請書(様式第6号)を町

長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して1か月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、松野町新エネルギー機器等設置費補助金実績報告書(様式第7号)及び松野町新エネルギー機器等設置費補助金請求書(様式第8号)に町長が必要と認める書類を添えて町長に報告しなければならない。

(補助金の確定及び交付)

第9条 町長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認める場合は、補助金の額を確定し、交付するものとする。

(処分の制限)

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けた対象システムを法定耐用年数の期限内において、廃棄、売却等により処分しようとするときは、あらかじめ松野町新エネルギー機器等処分承認申請書(様式第9号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による処分の承認申請があったときは、その内容を審査し、松野町新エネルギー機器等処分承認(不承認)通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前条の規定に違反して対象システムを処分したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか町長が必要と認めるとき。

(補助金の返還)

第12条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年5月18日訓令第10号)

この訓令は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則 (令和6年4月18日訓令第6号)

この訓令は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表 (第4条関係)

設備の種類	補助額
住宅用太陽光発電システム	補助金の額は、発電システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力(単位はキロワットとし、1キロワット未満の端数があるときは、小数点以下第3位を四捨五入し、出力が4キロワットを超える発電システムにあつては4キロワットとする。)に38,000円を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。
家庭用燃料電池システム	補助金の額は、対象システム設置費から国その他の補助金等の収入額を控除した額又は100,000円のいずれか低い方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
家庭用蓄電池システム	補助金の額は、対象システム設置費から国その他の補助金等の

収入額を控除した額又は100,000円のいずれか低い方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

様式第1号（第5条関係）

松野町新エネルギー機器等設置費補助金交付申請書

年 月 日

松野町長 様

申請者	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	電話番号	

松野町新エネルギー機器等設置費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付の予約を申し込みます。

記

システム設置場所	北宇和郡松野町大字	
建物区分	<input type="checkbox"/> 既築建物 <input type="checkbox"/> 新築建物 <input type="checkbox"/> 建売建物	
対象システム	<input type="checkbox"/> 住宅用太陽光発電 <input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池 <input type="checkbox"/> 家庭用蓄電池	
補助金交付申請額	円	
工事着工予定日	年	月 日
工事完了予定日	年	月 日
施工業者	住所	
	会社名 (担当者氏名)	
	TEL	FAX
添付書類	1	システム設置費見積書の写し（経費の明細が明記されているもの）
	2	システムの概要等（別紙1及びカタログ等の資料を添付）
	3	設置場所付近見取図
	4	工事着工（建物購入）前現況写真（建物の全体写真及び対象システム設置予定場所が確認できる写真であること）
	5	町税の滞納等がない旨の申出書（別紙2）
	6	承諾書 ※自己の所有ではない建物に対象システムを設置する場合のみ
	7	店舗等兼用住宅の場合は、居住割合を示す書類（建物平面図等）
	8	国補助金の予約決定通知書又は補助金申込受理通知書の写し
	9	その他町長が必要と認める書類

様式第1号（第5条関係）別紙1

1 システムの概要

①住宅用太陽光発電システム

太陽電池モジュールの メーカー名及び型式名	
パワーコンディショナー のメーカー名及び型式名	
最大出力値	kW

②家庭用燃料電池

メーカー名		
燃料電池ユニット	品名番号	
	製造番号	
	発電出力	kW
貯湯ユニット	品名番号	
	製造番号	
	貯湯容量	リットル

③家庭用蓄電池システム

メーカー名	
システムパッケージ型番	
製造番号	
蓄電容量	kWh
定格出力	W

2 補助事業収支調書

項 目		金 額	備 考
システム設置費内訳	システム本体	円	本体及び各ユニットのシステム本体合計価格
	周辺機器等	円	システム本体以外の機器
	設置工事費	円	
	その他	円	
	小計	円	
	消費税	円	
	合計金額①	円	
(町補助金を除く) 補助金等内訳	国補助金	円	
	その他補助	円	支払者 ()
	合計金額②	円	
差引金額		円	①-②

様式第1号（第5条関係）別紙2

町税等の滞納がない旨の申出書

年 月 日

松野町長 様

申請者 住所
氏名

松野町新エネルギー機器等設置費補助金交付要綱に基づき、次のとおり松野町に対し世帯全員の町税等の滞納がない旨を申し出ます。

なお、担当部署において、私の世帯全員の町税、納税状況等について調査することに同意します。

※町税等の滞納がある場合には、補助金の交付はできません。

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

松野町新エネルギー機器等設置費補助金交付決定通知書

様

松野町長



年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、下記のとおり決定しましたので、松野町新エネルギー機器等設置費補助金交付要綱第8条により通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助金の交付の条件
 - (1) 補助対象者は、年 月 日までに補助事業を完了しなければならない。上記の期限までに補助事業を完了することができないときは、あらかじめ町長に届け出て、その承認を受けなければならない。
 - (2) 承認事項等
 - ア 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ町長の承諾を受けなければならない。
 - (ア) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - (イ) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。
 - イ 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、その理由・その他必要な事項を町長に報告し、その指示を受けなければならない。
 - (3) 補助対象者は、補助金に関わる事業完了後1か月以内、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。
 - (4) 町長は、(3)の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及び、これに付した条件と適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し通知するものとする。
 - (5) 補助金は、(4)の規定による補助金の額の確定後、速やかにその全額を交付

する。

- (6) 対象システムの法定耐用年数の期限内において、当該対象システムを処分しようとするときは、あらかじめ処分承認申請書を町長に提出し、その承認を受けること。
- (7) 発電量及び買電量のデータの提出、その他の協力を求められた場合は、これに応じること。
- (8) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、補助金を他の用途に使用したとき、補助金の交付の条件に違反したとき、又は(2)により対象システムを処分したときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

様式第3号（第6条関係）

松野町新エネルギー機器等設置費補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

松野町長 

年 月 日付けで申請のあった松野町新エネルギー機器等設置費補助金の
交付について、下記の理由により不交付とします。

記

(理由)

様式第4号（第7条関係）

松野町新エネルギー機器等設置費補助金交付変更承認申請書

年 月 日

松野町長 様

申請者	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	電話番号	

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた事業について、次のおり内容を変更することについて承認を受けたいので、松野町新エネルギー機器等設置費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のおり申請します。

記

1 変更内容	変更前	
	変更後	
2 変更理由		

様式第5号（第7条関係）

第 号
年 月 日

松野町新エネルギー機器等設置費補助金交付予約変更承認（不承認）通知書

様

松野町長



年 月 日付けで申請のあった補助金の交付の予約の変更については、下記のとおり決定しましたので、松野町新エネルギー機器等設置費補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1 承認します。
承認内容

2 不承認とします。
理由

様式第6号（第7条関係）

松野町新エネルギー機器等設置補助金交付取下げ申請書

年 月 日

松野町長 様

申請者	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	電話番号	

年 月 日付け 第 号で通知のあった補助金の交付の予約について、補助金の交付の予約を取り下げたいので、松野町新エネルギー機器等設置費補助金交付要綱第7条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

中止の理由	
-------	--

様式第7号（第8条関係）

松野町新エネルギー機器等設置費補助金実績報告書

年 月 日

松野町長

様

申請者	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	電話番号	

松野町新エネルギー機器等設置費補助金交付要綱第8条第1項により、下記のとおり報告します。

記

システム設置場所	北宇和郡松野町大字	
対象システム	<input type="checkbox"/> 住宅用太陽光発電 <input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池 <input type="checkbox"/> 家庭用蓄電池	
補助金交付申請額	円	
システム設置費	円（内訳は別紙のとおり）	
完了年月日	年 月 日	
システムの概要	別紙のとおり	
施工業者	住所	
	会社名 （担当者氏名） TEL FAX	
添付書類	1	システム設置費に係る領収関係の写し （領収書及び内訳明細書）
	2	システムの設置状態を示す写真及び設置機器本体の銘板写真 （いずれもカラー写真）
	3	国への補助金交付申請書及びその添付書類の写し
	4	国からの補助金交付決定通知書の写し
	5	電力会社との電力受給契約書（写し）又は電力系統連携に関する覚書（写し）（住宅用太陽光発電システム及び燃料電池システムのみ）
	6	売買契約書写し（建売のみ）
	7	新エネルギー機器等設置費補助金請求書（様式第8号）
	8	えひめカーボンクレジット倶楽部入会届
	9	その他町長が必要と認める書類

様式第8号（第8条関係）

松野町新エネルギー機器等設置費補助金請求書

年 月 日

松野町長

様

住 所

氏 名

当請求金額を次の私の預金口座にお振り込みください。

金融機関名	銀 行	本店・本所
	農 協	支店・支所
	信用金庫	
口座名義人	フリガナ	
	氏 名	
普通・当座	口座番号	

下記の金額を請求します。

金額	百	拾	万	千	百	拾	円	内訳下記のとおり
----	---	---	---	---	---	---	---	----------

ただし、松野町新エネルギー機器等設置費補助金

様式第9号（第10条関係）

松野町新エネルギー機器等処分承認申請書

年 月 日

(宛先)

松野町長

申請者	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	電話番号	

松野町新エネルギー機器等設置費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり財産処分の承認を申請します。

記

1 交付決定通知書 番号	第 号
2 対象システムの 設置場所	松野町
3 設置者氏名	
4 処分の方法 (該当する項目を ○で囲んでくだ さい。)	売却 譲渡 交換 貸与 担保 廃棄 その他 「その他」については具体的に
5 処分の予定時期	年 月 日
6 処分の理由 (詳細に記入して ください。必要に より、関係書類を 添付してくださ い。)	

様式第10号（第10条関係）

第 号
年 月 日

松野町新エネルギー機器等処分承認（不承認）通知書

様

松野町長



年 月 日付けで申請のあった財産処分については、下記のとおり決定しましたので、松野町新エネルギー機器等設置費補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

1 承認します。
承認内容

2 不承認とします。
理由

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

様式第 3 号 (第 6 条関係)

様式第 4 号 (第 7 条関係)

様式第 5 号 (第 7 条関係)

様式第 6 号 (第 7 条関係)

様式第 7 号 (第 8 条関係)

様式第 8 号 (第 8 条関係)

様式第 9 号 (第 10 条関係)

様式第 10 号 (第 10 条関係)